

2 動物愛護等啓発事業

(1) 動物の譲渡事業

「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨及び動物愛護の基本理念を踏まえ、生命尊重及びモラルの向上を図り、県民に適正飼養及び動物愛護精神を普及させることを目的として、センターに収容した動物を新たな飼い主に譲渡している。

譲渡を受けるに際しては、『飼い方講習会』の受講を必須としている。なお、平成21年度から県立保健所においても『出張飼い方講習会』を実施している。(御坊保健所(4,10月)、田辺保健所(5,10月)、新宮保健所(11,3月))

①講習会実施状況(開催数及び受講者数)

単位：回・組・人

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
開催回数	4	4	3	3	1	3	5	4	3	3	3	4	40	
受講	組	11	23	19	10	1	14	16	19	10	12	3	14	172
	人	53	42	32	22	1	33	30	30	16	27	4	38	328

*8月は講習会を3回開催する予定であったが、受講者がいなかったため開催は1回となった。

②譲渡実績

単位：頭・匹

動物		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
犬	成		2	2	2	1	0	2	2	4	2	0	0	1	18
	幼		5	0	2	0	0	2	3	1	3	1	0	0	17
	計		7	2	4	1	0	4	5	5	5	1	0	1	35
猫	成		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	幼		1	2	6	6	3	3	3	1	2	3	0	0	30
	計		2	2	6	7	3	3	3	1	2	3	0	0	32

*「幼」とは収容時に生後90日齢以下であったもの(推定含む)

*譲渡時に91日齢以上の犬(推定含む)については、センターが狂犬病予防注射を実施し、その費用として「和歌山県使用料及び手数料条例」で定める金額を徴収した。

(2) 犬のしつけ方教室

センターから犬の譲渡を受けた方を対象とした犬のしつけ方教室をセンターにおいて実施している。

①実施実績

	第1回しつけ方教室	第2回しつけ方教室
実施回数	31回	3回
参加組数	41組	3組